

練馬・生活者ネットワーク

整理 番号	番号	要望	回答	回答 区分
区民の平和的生存権を守るために				
1	I - 1	世界平和市長会議の「2020核廃絶キャンペーン」を友好都市、市民、NGO等と連携しながら実行すること。区民とともに核と原子力の危険性をアピールすること。	平和首長会議(旧・平和市長会議)が現在、取り組んでいるキャンペーンの原爆ポスターを、平和祈念パネル展の中で展示し、原子爆弾の危険性や核兵器廃絶をアピールしています。	A②
2	I - 2	平和祈念パネル展に福島第一原子力発電所事故のコーナーを加えること。	平和祈念パネル展は、戦争のない世界の実現を願い、実施しているものですので、原子力発電所の事故に関する展示は予定していません。	D
3	I - 3	平和祈念パネル展は本庁舎、石神井庁舎だけの展示だが、図書館や生涯学習センターにも拡充し、一人でも多くの区民に戦争の実相を伝えること。	本庁舎、石神井庁舎での開催に加え、第21回平和祈念コンサート会場において、平和祈念資料コーナーを設置し、パネル展示を行い充実を図ったところです。	A②
4	I - 4	非核都市宣言にあるように世界の恒久平和を求めて努力することをアピールし、核廃絶とともに脱原発も表明すること。	これまでと同様に、平和推進事業のあり方や内容について検討を行い、恒久平和の実現に向けて努力していきます。 また、エネルギー政策における原子力発電所については、安全性の確保、エネルギーの安定的確保、地球温暖化対策、国民生活への影響回避等を図りつつ、中長期的に徐々に原発依存を減らしていくべきものと認識しています。	C*②
5	I - 5	自衛隊練馬駐屯地にあるセシウム137など、放射性物質や化学兵器、生物兵器の訓練を行う特殊部隊を住宅地から移転するよう防衛省に働きかけること。	駐屯地への部隊配置については、国の責任において行われるものであることから、移転を働きかける考えはありません。	D
6	I - 6	区が行う行事で、ナショナリズムを煽る君が代斉唱、日の丸敬礼は止めること。	君が代斉唱、日の丸掲揚については、これまで通り実施します。	D

7	I - 7	5月には憲法週間に合わせて、啓発記事ではなく、憲法特集号を発行し、憲法にもとづく区の施策をわかりやすく知らせること。	5月には憲法週間に合わせ、区報に憲法に関する啓発記事を掲載しており、特集号を発行する予定はありません。 区の施策・事業については、区報やホームページをはじめ講演会、講座、パネル展示等様々な方法により、広く区民に周知しています。	D A②
8	I - 8	11月には憲法の保障する基本的人権をわかりやすく伝える冊子などを作成し、講演会、講座、パネル展示で配布すること。	憲法で保障された基本的人権に関して、多様なテーマでの講演会の開催、啓発パネルの展示、国・都・区などが作成した啓発パンフレットの配布などを通年実施し、人権尊重についての区民啓発を図っています。	A②
9	I - 9	文化交流ひろばで、多文化共生のための資料閲覧ができることや海外友好都市の紹介コーナーがあることを区報などでアピールすること。	施設開設時には区報で、その後も区ホームページや外国語版区報等で文化交流ひろばの周知を行っています。機会をとらえ、今後も周知活動を行います。	A②
10	I - 10	文化交流ひろばで、区内の外国人住民との交流するような企画を継続的に行うこと。	主に区役所を会場として実施していた「国際交流のつどい」や「国際交流サロン」を、25年度は文化交流ひろばでも実施しています。文化交流ひろばでの交流事業を継続的に実施していきます。	A①
区民主体の練馬区にするために				
11	II - 1	地域の問題に対しての区民の意見が反映するしくみとして「無作為抽出による市民討議」など新しい区民参加のしくみを導入すること。検討中であれば検討状況を公開し、区民の意見を聞くこと。	練馬区行政改革推進プラン(平成23年度～平成26年度)に基づき、区の政策課題について、様々な区民の参加・参画を促し、きめ細かく意見を聴取する仕組みの導入に取り組んでいます。平成26年度は、試行的に「仮称区民討議会」を実施し、その有効性等を検証・評価します。	B26①
12	II - 2	区民意見募集については、8月や12月は避け、募集期間も最低1か月とすること。区報やホームページだけでは周知が足りていないことから、説明会の開催や駅などでのポスター掲載、告知文書の配布などを行うこと。	区民意見反映制度の実施にあたっては、規則に基づき、案件に応じて、募集期間を適切に設定するとともに、必要に応じて関係団体等に対して個別説明会を実施するなど、広く周知を図っています。	D A②

人権が大切にされる社会をめざして				
13	Ⅲ-1	身近な地域で、人権啓発事業はロールプレイやワークショップなど市民参加型の手法を取り入れ、だれもが参加しやすいように実施すること。	区の人権啓発事業は、広く区民を対象として実施しています。講座等の内容については、引き続き様々な工夫をしながら実施していきます。	A①
14	Ⅲ-2	区民事務所の案内板は、外国人にも配慮し多言語の案内表示をつくること。	大規模改修等の機会をとらえ、順次対応してまいります。	A①
男女平等社会実現のために				
15	Ⅳ-1	指定管理者、委託事業者の選定にあたっては、男女が平等に家事・育児を担うことのできる労働環境づくりに取り組んでいるのかを、評価対象とすること。	指定管理者の選定にあたっては、「労働関係法令を含む法令等の遵守状況」についても評価したうえで選定を行っています。このほか施設の特性に応じて、評価項目・評価基準を定めています。 男女共同参画センターの指定管理者選定にあたっては、施設の設置目的を踏まえ、男女共同参画の取り組みについても評価対象としています。 委託事業者の選定は、原則、競争入札によっています。プロポーザル方式による業者選定の場合、個々の案件に応じて、評価すべき項目を評価対象としています。	A②
16	Ⅳ-2	区の重要決定機関に参画する女性管理職の登用をすすめ、クォータ制を導入すること。	区職員の過半数を占める女性職員を管理職、係長職に起用することが今後の区政運営に不可欠であるため、ワークライフバランスを踏まえた対策を講じるとともに昇任意欲の向上に向けた取り組みを進めます。なお、職員の配置につきましては、適性に配慮して行っており、クォータ制の導入は困難です。また、23区共通事項については、特別区全体で検討を行います。	A② D
17	Ⅳ-3	男性職員の育児休業・介護休業の取得状況は十分ではない。育児休業、介護休業、勤務時間短縮等の制度の活用、時間外労働の制限によって、男性も取得しやすい労働環境を整備すること。	男性職員の育児休業・介護休業の取得状況を踏まえ、取得率の向上および他の制度の活用について、継続して意識啓発を進めていきます。	A②

18	IV-4	ワークライフバランスを推進するために女性も男性も、介護や子育て、社会参加等に積極的に取り組めるよう、また、男女の性別による固定的な役割分業意識を改めるよう、啓発に努めること。ワークライフバランスに取り組む企業の活動を紹介するなどの広報活動をおこなうこと。	区民、区内の事業主、区内で働く人等に育児・介護休業などの各種制度の周知や職場の雰囲気・環境の改善、労働時間の短縮に向け、広く啓発を図ります。 男女共同参画の推進に優れている企業を広報等で紹介する等について検討していきます。	A①② C*①
子どもにとっての最善の利益を確保するために				
19	V-1	学童クラブの質を確保するために、客観性をもつ第三者評価制度を導入すること。	学童クラブでは、利用者アンケート等を実施し、その結果を踏まえて改善を図っていますので、第三者評価制度の導入は考えていません。	D
20	V-2	児童館を拠点とした中高生の居場所づくり事業を拡大、充実させるために、これまでの事業を検証、発展させること。	児童館では、中高生の居場所づくり事業の充実のため情報共有、事業検証を行っています。これを踏まえ、長期計画に基づく事業拡大を図ります。	A①②
21	V-3	「子ども議会」以外にも子どもの意見募集の機会を作ること。学校を通じての調査ではなく、子どもの意識意向調査を行い、区政に反映させること。	子供を対象としたねりま遊遊スクールなどの講座終了後に、アンケートを実施し講座の企画運営に反映しています。今後も様々な機会を通じて子供たちの意識意向を把握し、健全育成に努めていきます。	A②
22	V-4	こども発達支援センターの事業として、障がいのある子どもの放課後の居場所の確保・充実に取り組み、人の手配もすること。	こども発達支援センターでは、療育の観点から必要な学齢期の障害児について、通所訓練を行っています。 練馬区における放課後等デイサービス事業については、23区で最多の事業所数となっています。	A①
23	V-5	すくすくナビゲーターを早期にすすめること。	すくすくナビゲーターに代わるものとして、子育て支援情報誌「エンゼルナビ」を作成し配布しています。また、子育て支援サイト「子育てエンゼルナビ」を区のホームページトップ画面から検索できるようにしています。	A②

24	V-6	週1日は地域の保育園で受け入れるなど、家庭福祉員(保育ママ)の適切な労働環境を確保するために週休2日制が実現できるようなシステムを検討すること。	待機児童が多数いる現状では、区立保育園等で受入れるのは困難です。 また、保護者から多様な就労形態に対応することを求められている中、土曜日を基本保育日から除くことも困難です。代替補助員制度のなかで家庭福祉員が休めるよう工夫しています。	A②
25	V-7	外遊び場の提供で行っている、子どもが自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場」で使用する公園や砂場の放射線量を測定し区のホームページで公表すること。	区では、区内の12か所で毎月測定している放射線量の測定結果を区報や区ホームページで公表しています。 「冒険遊び場」については、外遊びの場提供事業の実施団体が、定期的に放射線量を測定し公表しています。	D
ひとりひとりを大切にする学校教育を行うために				
26	VI-1	支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じて学校生活支援員の配置を拡充すること。	学校生活支援員については、学校からの申請を受け、支援を必要とする児童・生徒の状況等に応じて配置しています。	B26①
27	VI-2	障がいのある子どもの普通学級での受入れをすすめること。本人と保護者の希望で、普通学級への進学が選べるサポート体制があることを周知すること。	障害のある児童・生徒が、その障害の程度に応じた最もふさわしい教育を受けられるように、保護者の意向も尊重しつつ就学相談等を通して、引き続き適切に進めていきます。	A②
28	VI-3	学齢期の子どもを総合的に支援するソーシャルワーカーを早期に配置すること。	平成26年度からスクールソーシャルワーカーを配置します。	B26①
29	VI-4	全校の学校図書館に図書館管理員などを配置して、蔵書の整理・データベース化をすすめ、図書館機能を向上させること。また、学校図書館と区立図書館の連携をすすめ、活用推進を図ること。	平成25年度は、小・中学校22校に学校図書館管理員を、52校に学校図書館支援員を配置しています。今後も学校図書館管理員および支援員の配置により学校図書館支援を継続していくとともに、学校図書館と区立図書館との連携を図っていきます。 また、児童生徒の学習環境の充実を図るため、学校図書館蔵書のデータベース化について検討していきます。	A① C*①

30	VI-5	学校教育において「日の丸」「君が代」や「心のノート」で画一的な愛国心を指導しないこと。また、その歴史的な背景をきちんと指導すること。	学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導しています。また「心のノート」を活用し、豊かな情操と道徳心を培うように指導しています。	D
子どもの権利擁護のために				
31	VII-1	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利条例を制定し、すべての子ども施策の基軸にすること。	練馬区次世代育成支援行動計画および平成26年度に策定予定の(仮称)練馬区子ども・子育て支援事業計画の総合的な推進を図る中で子供の権利を守っていきますので、条例の制定は考えていません。	D
32	VII-2	子どもの相談を受け止め、救済する第三者機関として世田谷区のように子どもオンブズパーソンを設置すること。	被虐待児童等の相談、救済については、要保護児童対策地域協議会で対応しており、また、児童館においても、子供達からの相談に対応しています。第三者機関としてのオンブズパーソンの設置は考えていません。	D
福祉について				
33	VIII-1	障がい者や高齢者だけが住まう「施設」ではなく、多様な人が人間らしく暮らせる支援をすること。	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、だれもが地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、地域における多様なサービス、活動などを組み合わせ、地域福祉の充実に取り組んでいます。	A①②
34	VIII-2	労働を通じて生きがいを得られる就労型デイサービスの増設をすすめ、高次脳機能障がいや若年性認知症の人が通えるデイサービスの選択肢を増やすこと。	現状において、高次脳機能障害者の就労型のデイサービスを整備する計画はありません。心身障害者福祉センターで実施している中途障害者支援事業の状況を見ながら、次期障害者計画等策定時に検討します。また、若年性認知症の方への支援についても、介護保険サービス事業者等関係者と検討をしていきます。	C*①③

35	VIII-3	障害者差別解消法が成立したので、障がい者差別禁止条例を区で制定すること。	障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることから、これに向けた必要な準備等を進めていきます。障害者差別禁止条例制定は、現在予定していません。	D
36	VIII-4	生活困難な人や複合的な課題を抱えている人が増えていることに対応できる、パーソナルサポート(伴走型支援)ができるしくみをつくること。	生活困窮者自立支援法の成立を踏まえ、平成26年度はモデル事業を検討します。	C26①
37	VIII-5	介護保険の対象が変更になっても、要支援、要介護1.2など軽度の介護を必要とする人への日常生活を支える支援が途切れないよう、区独自の取り組みをすすめること。	要支援・要介護の方に対する介護保険サービス等の必要な支援は、国における検討状況を注視しながら、今後も引き続き適切に対応していきます。	C*① ②
38	VIII-6	介護保険の改定で要支援をはずすことが検討されている。介護予防給付は介護の重度化予防のために2006年に導入された。制度改定の議論に際しては、練馬区として重度化予防の効果がどうだったのかを点検し、その結果を区民に明らかにすること。	介護の重度化予防の効果の点検等については、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)を策定する中で検討していきます。	C26① ②③
39	VIII-7	介護度の低い人への生活支援は、その人の暮らしを支える重要な手助けである。現在、要支援で在宅サービスを利用している人に対しては、介護保険の改定があっても生活の質を落とさないために、生活を支えるサービスが低下しないように、保障すること。	要支援・要介護の方に対する介護保険サービス等の必要な支援は、国における検討状況を注視しながら、今後も引き続き適切に対応していきます。	C*① ②
40	VIII-8	介護給付の増大とともに介護保険料も増加してきている。介護保険制度の主旨と、財政も含めたしくみを区民に十分理解をしてもらう必要がある。特に、現在サービスを利用していない人に対しても、丁寧な説明が必要である。制度の改定も含めて、中学校区単位程度の細かな説明会を開催すること。	制度の仕組みについては、区報、ホームページ等により周知を図っており、今後も引き続き幅広い周知に努めます。 また、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)を策定する中で、説明会等を開催し、制度改正の内容等について周知を行っていきます。	A② C26① ②

41	VIII-9	福祉サービス苦情調整委員会では、申立受理後、事業者等に対し委員会の意見を伝えている。しかし、その後の事業者対応や改善がおこなわれたかは確認されていない。改善までの確認をすることが、区内事業者のサービス向上に繋がる。苦情調整委員会に対し、より積極的な対応を求めること。	苦情申立を受理した場合には、事実関係の調査と対象事業者への意見表明を行います。あわせて、区の所管組織に対しても必要に応じて申立内容や処理経過などの情報提供を行っています。こうした取組みにより、区内事業者のサービス向上につながるものと考えていますが、要望された内容については、苦情調整委員に伝えます。	A②
42	VIII-10	近年、市民後見制度拡充の必要が増している。社会福祉協議会と連携し、実施機関となるNPO団体への研修等をおこなうこと。また、市民後見制度の周知・啓発をすること。	社会福祉協議会の権利擁護センターでは、NPO団体に限らず地域の活動団体を対象に、市民後見制度を含む成年後見制度全般の学習会や、周知・普及啓発のための講師派遣を実施しています。また、市民後見人養成事業を行い、区報等で周知しています。今後も継続して、後見制度の周知・普及啓発を行っていきます。	A②
医療について				
43	IX-1	緊急医療ショートステイの利用を、医療ケアの必要な障がい者へもひろげること。	在宅療養患者への医療ケア等については在宅医や病院の判断によるため、制度の運用状況を見ながら検討します。	C26③
44	IX-2	練馬駅北口ビルに開設予定のリハビリ病院には、在宅リハビリを支える医療機関として外来も設置し、区民が利用できるように事業者に働きかけること。	ご要望を運営法人にお伝えします。なお、開設当初から退院患者を中心とした外来を実施すると聞いています。	B26③
45	IX-3	在宅療養推進協議会が設置されたので多職種連携で早急にモデル事業を開始すること。	在宅療養推進協議会等における検討を踏まえ、多職種の連携強化や区民啓発等を目的とした事業を実施します。	B26①②
46	IX-4	終末期ケアへの区民の意識啓発に取り組み、死を安らかに受け止め、最期を自分で決められるよう情報の普及にさらに努めること。	今年度から在宅療養に関する意識啓発の取組としてシンポジウムを開催しており、今後も終末期ケアを含めた在宅療養の意識啓発に継続して取り組みます。	A①②

47	IX-5	在宅療養推進協議会で進めていく介護と医療のモデル事業では、在宅療養支援診療所どうしのネットワークづくりや、医師会に加入していない医師や診療所、医療機関等との連携など、在宅療養バックアップするしくみも検討すること。さらに、モデル事業を早急にすすめること。	在宅療養推進協議会等において、課題解決に向けた取組について検討を進めており、平成26年度から順次事業を実施します。	A①② B26① ②
資源循環型社会を進め、ごみの減量化に向けて				
48	X-1	拡大生産者責任に基づき事業者が容器包装に限らず製品プラスチックもリサイクルするよう国に働きかけること。	製品プラスチックについては、平成17年に国が定めた廃棄物減量に関する指針により、サーマルリサイクルにすることとしています。区では、この指針を踏まえ平成20年10月からサーマルリサイクルを実施しており、今後も継続していきます。	A②
49	X-2	現行の容器包装プラスチックの資源回収を徹底させるために、周知方法を工夫すること。	ねりま区報や地区祭等のイベントにおいて、容器包装プラスチックをはじめとした資源・ごみの分別について周知しました。今後も、機会を捉えて周知を図ります。	A②
50	X-3	職員はマイ水筒運動を率先して行い、庁舎内の自動販売機の利用を減らすこと。	飲料水の自動販売機は、職員の福利厚生とともに施設利用者の利便性も踏まえて設置しています。また、自動販売機に備わっている電光ニュースの発信や災害時の飲料水確保の役割を果たしていることから、減らすことは困難です。 節電できる機種への取り替えを順次進めるほか、分別の徹底を図り、環境配慮の取り組みを推進しています。 なお、マイ水筒の使用については、区立施設から出るごみの発生抑制の事例の中で、区職員に紹介していきます。	D A②
51	X-4	区の施設や区のイベントでリユース食器、マイ食器、マイ箸を利用しリデュース(排出抑制)に努めること。食器洗浄車(リースで可)を利用してごみを出さないイベントをアピールすること。	地区祭等のイベントの中で、マイ箸等の利用をはじめとした3R(リユース、リデュース、リサイクル)のPRに努めています。食器洗浄車については、現在、導入の計画はありません。	A② D

52	X-5	家庭から出る蛍光灯や体温計など水銀を使っているものの危険性を知らせ庁舎やリサイクルセンターなどで恒常的に別途回収すること。	水銀を含む体温計については、収集職員に直接手渡しをするか、清掃事務所に持参していただくよう案内しています。 平成25年10月発行の「ねりまの環」において、使用済み蛍光管の臨時回収について周知しました。24、25年度の回収実績や他区の状況を踏まえ今後の事業の方向性を引き続き検討します。	A② C*②
53	X-6	フロッピー、CD、ビデオ、カセットテープ、DVDなどは燃やさず、庁舎やリサイクルセンターなどで別途回収し、周知すること。	法の趣旨に基づき、容器包装プラスチックは分別回収していますが、それ以外のプラスチック製の廃棄物については、拡大生産者責任に基づき、事業者が処理することが望ましいと考えます。	D
54	X-7	リサイクルセンターだけでなく鍋、釜などの金属類は資源として庁舎やリサイクルセンターで定期的に別途回収すること。	平成23年度より小型家電拠点回収や粗大ごみからの金属回収を開始しました。なべ、やかんなどについては、リサイクルセンターで定期的に回収しています。 その他の場所での回収は、費用対効果や回収スペースの面から困難と考えます。	A① D
55	X-8	学校給食から出る野菜くずは自校の菜園で堆肥として利用し、体験的環境学習をすすめること。	区では、身近な地域のなかで資源の循環がなされ、環境にやさしい街づくりを目指す一環として、練馬区立小・中学校の給食の残菜や残飯を主な原料として作られた肥料「練馬の大地」を販売しています。 教育委員会では、この肥料を区立小・中学校および幼稚園に配布し、各校(園)で活用しています。	A①
56	X-9	公共施設で合成洗剤はやめて環境、健康に配慮した対応として石けんを使用にしよう働きかけること。	石鹼については一部使用している公共施設があります。今後も区は、「練馬区環境方針」に基づき環境に配慮した対応を図ります。	A① C*①
温暖化対策、ヒートアイランド緩和対策、低炭素社会に向けて				
57	XI-1	改築時に限らず区内の全小中学校には太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギー、自然エネルギー推進のための啓発活動を行うこと。	既存施設については、太陽光パネルは建物に大きな荷重がかかり現状の建物では設置することが難しいため、今後も引き続き校舎の改築時に設置を進めます。あわせて発電量の見える化を図り、再生可能エネルギーの啓発に取り組めます。	A①

58	XI-2	500㎡以下の駐車場や一般住宅地の雨水浸透施設設置がすすむように助成制度を見直すこと。	雨水浸透施設は、建築物の屋根の雨水を地下に浸透させるものであるため、駐車場への拡大は困難です。 一般住宅への浸透施設は、年間130件前後の助成を行っており、引き続き推進していきます。	D A①
59	XI-3	家庭用雨水タンク(墨田区の天水尊のようなもの)は防災の面からも設置がすすむように制度を見直し、助成を行うこと。また各学校にも大型のタンクをつけ環境、防災教育に活用すること。	家庭用雨水タンクは、総合治水対策の観点から助成を行っており、現制度が妥当と考えます。今後、区報等によるPRを十分に行っていきます。 学校施設における雨水タンクの設置については、改築時に検討していきます。	A② C*①
放射能対策				
60	X II -1	原発事故による放射能汚染の影響を把握し、区民を低線量被曝から守る対策をとるよう国にはたらきかけること。	現在、区内12か所で空間放射線量等の測定を行い、その結果を区ホームページで公表しています。なお、これまで区の対応基準値以下であることを確認しています。 また、放射性物質への対応については、国の責任において解決に向けた道筋を明らかにするよう、既に特別区長会を通じて国へ要望しています。	D
61	X II -2	放射線量が高い所を除染したら、汚染土は埋設ではなく、原因元の国や東京電力に引き取らせること。	測定の結果、区の対応基準値を超えた場合、汚染土砂の埋設などの安全対策を講じています。	D
62	X II -3	区民への啓発事業として、国や都の情報だけでなく長年にわたる実績のあるたんぼ舎や原子力資料情報室など専門家の力を借りて正しい情報を伝えること。	区では現在、区内の12か所で毎月測定している放射線量の測定結果を区報や区ホームページでお知らせし、これまで区の対応基準値以下であることを確認しています。 今後も国や都の考え方を基に、必要に応じて区民に正確な情報を発信していきます。	D A②
63	X II -4	電磁波による健康被害について調査し、区民の不安に向き合い啓発活動を行うこと。	現段階では、生活環境での電磁波による影響の確実な証拠は見つかっておらず、区独自で電磁波による健康被害について調査する予定はありません。今後も専門機関の見解を注視するとともに、国や都の考え方を基に、必要に応じて区民に正確な情報を発信していきます。	D

まちづくりについて				
64	XⅢ-1	八の釜の湧水、排気塔周辺の大気汚染については区でも専門家を交えて調査を行い公表し、住民の意見を十分聞き取ること。	外環の事業化にあたり、国や都は、八の釜の湧水や換気所周辺の大気質などについて、「対応の方針」をとりまとめています。国や都は、「対応の方針」を確実に履行するとともに、沿線住民の不安の解消に努め、完成まで責任を持って整備すべきであると考えます。 区はこれまで、「対応の方針」の確実な履行や地域への適切な情報提供等を国等に重ねて働きかけており、今後も引き続き、責任を持って対応するよう求めています。	D A③
65	XⅢ-2	オリンピックに間に合わせることを理由に拙速に事業を進め用地買収を強引におこなわないよう国に求めること。町会で反対している青梅街道インターチェンジは白紙に戻すこと。	外環は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資するものであり、引き続き、早期完成を国や都に働きかけていきます。 青梅街道インターチェンジについて、国や都は、計画の初期段階から幅広く意見を聴きながら検討を進め、法令に基づく意見聴取を行い、都市計画等の手続を進めてきており、区としては、計画を見直すよう求める考えはありません。	D
66	XⅢ-3	防災を理由に閑静な住宅地を分断する幅40メートルの地上部街路(外環の2)は必要ない。計画は白紙に戻すこと。「今後の取り組み方針(素案)」に寄せられた意見をすべて公開すること。	外環の2は、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えており、都市計画の廃止を都に求める考えはありません。 また、「今後の取組方針(素案)」に寄せられた意見については、区民意見反映制度に基づき、寄せられた意見の概要と、それに対する区の見解を公表することとしており、寄せられた意見のすべてを公開する考えはありません。	D
67	XⅢ-4	大泉第二中学校を縦断する補助第135号線道路については児童の生活環境や地域住民の合意形成を優先し、無理な道路はつくらないこと。	補助135号線の整備については、学校教育環境を確保するため、大泉第二中学校の敷地を一体で使用できる道路構造を検討し、今後住民意見を聞き案を作成します。今後も住民の理解を得ながら事業に取り組んでいきます。	B26①

68	XⅢ-5	大泉地域の高齢者センター、リサイクルセンターは、関越道高架下ではなく、別の場所に建設すること。関越自動車道高架下活用施設建設懇談会は建設ありきで進めずに沿道住民の声聞き取ること。	基本的に無償で借り受けられることと、比較的利便性が高いこと、必要な面積を確保可能なこと、かつ早期整備が可能であることから、関越高架下空間を活用して整備したいと考えています。 また、施設建設懇談会は住民・施設利用者等の意見を聴きながら施設整備内容等を検討するために設置しています。 なお、区の活用計画については、住民説明会など様々なかたちでご意見を伺ったうえでまとめたものであり、今後も地域の皆様のご意見を伺いながらより良い施設整備に努めていきます。	D
69	XⅢ-6	大泉北出張所改修計画の途中経過を報告すること。	適宜、報告を行います。	A②
70	XⅢ-7	レンタサイクルの設置箇所を増やすと共に、土日の17時以降の延長などさらに使いやすいものにしていくこと。	レンタサイクルは、現在6駅7施設で2700台を設置していますが需要が見込めないことから、現時点では、設置箇所を増やすことや、土日の17時以降の延長は困難です。	D
71	XⅢ-8	区内のバス停にはベンチと木陰になる木または屋根を設置すること。	バス利用者の安全性確保や利便性向上について、他の歩行者等の安全性や道路状況も考慮しながら、可能な対策をバス事業者に求めていきます。	C*③
72	XⅢ-9	大気汚染を継続的に測定する回数と地点を増やすこと。	区内13所(一般3所、沿道10所)で窒素酸化物測定を実施し、いずれも環境基準を満たしています。調査地点を増やす予定は現在ありません。	D
73	XⅢ-10	練馬駅北口ビル建設中の施設は壁面設置太陽光パネル・緑化・省エネ・外部への排気・雨水利用等これからできる環境対策について取り組むこと。	練馬駅北口区有地に整備する施設は、屋上太陽光パネルの設置、施設周り・屋上・壁面の緑化、省エネ・換気を図る設備機器の導入、雨水の植栽散水への利用など、環境に配慮した施設として整備を進めています。	A①

区民本位の消費者行政を実現するために				
74	XIV-1	消費者教育推進地域協議会を設置して計画的な消費者支援をすること。	区では以前から消費者が自主的に組織する消費生活センター運営連絡会と意見交換を行い、具体的な事業の企画運営についても協働しています。現行の取組のなかで、消費者教育を推進し、消費者教育推進地域協議会を設置する考えはありません。	D
75	XIV-2	都の消費者教育推進計画にある支援を十分に活用して消費者教育を推進すること。	現行の都の計画にある支援内容は、区にメリットがないため、活用は考えていません。	D
76	XIV-3	区民が自発的に行う啓発活動を広報するためにHPや区報をさらに活用すること。	区民の方の自主的な活動については、区報「区民のひろば」欄で紹介しています。区の公式ホームページについては、区の事業や区が支援する事業などについて、各所管課を通じて掲載しております。	A②
77	XIV-4	区民の食の安全を守るために市場に流通されていないといわれている、遺伝子組み換え食品、クローン由来食品について情報を把握すること。 区立施設の給食に使用する食材は練馬区独自で放射能検査を実施し、数値を公開すること。	流通食品については、東京都において安全性未審査の遺伝子組換え食品が含まれていないか、表示が適正かどうかについて確認のための検査を実施しています。 また、体細胞クローン由来食品が市場に流通しているとの情報は得ていませんが、引き続き情報収集を行っていきます。 学校、保育施設の給食食材の放射性物質検査は、23年度は区独自の検査を実施しましたが、24年度、25年度は、東京都の事業を活用して検査を実施しています。この間、検査結果が全て測定下限値を下回っているため、26年度については、検査を実施する予定はありません。また、検査結果は速やかに区のホームページで公開しています。	A③ D

官製ワーキングプアをつくらないために				
78	X V -1	業務委託による低賃金、不安定雇用をなくすために、人件費など委託先の実態調査を行うこと。	<p>受託事業者に対して、区が委託した業務の適法かつ適切な履行を担保するという観点から、労使関係への関与・介入に当たらない範囲で関係法令の遵守状況についての確認を行う取組みを行っています。</p> <p>具体的には、委託業務の一部において、昨年度からチェックシートやヒアリング等により最低賃金や雇用契約等の労務管理体制を確認する取組みを試行的に実施しており、今後対象とする委託契約の拡大を図っていきます。</p>	A②
79	X V -2	先駆的な他の自治体の事例を学び、公契約条例を制定することを検討すること。	民間事業者の労働条件に関する事項は、地方自治体の条例ではなく法律で定められており、その実効性についても、国の監督機関によって担保されるべきものです。区としては、公契約条例を制定して民間事業者における労働条件に関与したり介入することは考えていません。	D
防災について				
80	X VI -1	子どもや妊産婦に配慮した避難拠点運営をするとともに、福祉的避難所も設置すること。	<p>今後改訂する「避難拠点の手引き」の中でも、子どもや妊産婦など、支援を必要とする方々への適切な支援について周知していきます。</p> <p>また、避難拠点では対応の難しい妊産婦等に対しては、産婦人科病院などで対応します。</p>	B25① A③
81	X VI -2	練馬区放射線危機管理ガイドラインは具体性に欠けているので、避難場所や検査体制などシミュレーションをして具体的な内容を入れること。	<p>練馬区放射線危機管理ガイドラインは、東日本大震災により発生した原子力発電所の事故による経験、国および都の防災計画等を踏まえ、区として行うべきことをガイドラインとして定めたものです。具体的な対応などについては、これまでの経験を踏まえ対応します。</p> <p>避難については、国および都の防災計画では、本区が原子力災害対策重点区域に含まれていないことから、原子力緊急事態が発生した場合に、避難等の対応を迫られるものではありません。</p> <p>また、環境測定の実施方法などについては、これまでの経験を踏まえ作成した手順書等により行います。</p>	D

82	X VI -3	環境教育の観点からも、各避難拠点到ソーラークッカーや小型太陽光発電機など再生可能エネルギーを使用する防災機器備えること。	ソーラークッカーや小型太陽光発電機は、天候に左右され、夜間には使用できないなど制約があります。また700人分の食糧を用意するには、相当量が必要と思われ、現在でもスペース不足の問題や新規導入費の費用対効果を考慮すると、新規導入は困難です。	D
83	X VI -4	災害時に視聴覚障がい者や外国人を避難所に安全に誘導する人員を早期に養成すること。	新たな災害時要援護者安否確認の仕組みの構築に伴い、さまざまな援助の担い手を確保する体制として、災害時ボランティア等を検討しています。	C25②
84	X VI -5	各避難拠点到に必ず女性リーダーを配置できるように人材を養成すること。	ほとんどの避難拠点運営連絡会において、男性・女性がそれぞれ加わり構成されています。防災カレッジ事業等において、今後も人材の育成に努めていきます。	A②
85	X VI -6	高齢者や障がいのある人の高層ビルやマンションでの避難の際、非常用エレベーターを積極的に使う東京消防庁の指導方針を周知すること。	今後作成する「中高層住宅マニュアル」等を通じて周知を図ります。	B26②